

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 文化スポーツ部 スポーツ推進課

番号 4

不利益処分の内容		柳島スポーツ公園の指定管理者の指定の取消及び管理業務の一部又は全部の停止命令
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>①選定事業者が本公園について、連続して30日以上又は1年間において60日以上にわたり、関係図書、維持管理業務計画書及び維持管理業務年度業務計画書並びに運營業務計画書及び運營業務年度業務計画書に従った維持管理業務又は運營業務を行わないとき。</p> <p>②選定事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。</p> <p>③選定事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他倒産法制上の手続について、選定事業者の取締役かいでその申立てを決議したとき又はその他第三者（選定事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。</p> <p>④選定事業者が、業務報告書及び別紙11に記載するモニタリング結果に係る報告書に虚偽記載を行ったとき。</p> <p>⑤基本協定書の当事者（市は除く。以下本条において同じ。）が、本事業契約の締結に関して、基本協定書第6条第1項第1号から第3号に該当することとなったとき。</p> <p>⑥基本協定書の当事者が入札説明書に定める資格要件を欠く事態となったとき。</p> <p>⑦第1号から第6号に掲げる場合のほか、選定事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実ではなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき又は選定事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。ただし、要求水準書を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙11に従う。</p>
	参考事項	
設定等年月日		平成26年11月7日設定（ 年 月 日最終変更）

(裏)

処 分 基 準	基 準	<p>(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業事業契約書 (選定事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し) 第79条 本施設(自由提案施設を除く。以下本条において同じ。) 引渡時以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、 市は選定事業者に対して相当の期間を定めて選定事業者において 当該違反行為を治癒すべき旨を通知する(ただし、治癒不能な事 項については当該通知は行わない。)。この場合、当該相当期間 中にかかる違反行為が治癒されないとき又は当該事項の治癒が不 可能な場合には、市は、行政手続法(平成5年法律第88 号、その後の改正を含む。)第13条に定める手続を行った上で、 本指定を取り消すとともに、本事業契約の全部又は一部を将来に 向けて解除することができる。なお、要求水準を満たしていない 場合の契約終了の手続は別紙11に従う。</p>
------------------	-----	---